

厚生労働省・平成 18 年度障害者保健福祉推進事業
(障害者自立支援調査研究プロジェクト)

事業名:

「一般企業を活用した精神障害者社会適応訓練事業を、
雇用につなぐ ～各地のモデル事例の収集・普及事業～」

実施結果報告書

平成19年3月

特定非営利活動法人
全国精神障害者就労支援事業所連合会

はじめに

一般企業を活用した「精神障害者社会適応訓練事業」は、昭和57年に国の補助事業である「通院患者リハビリテーション」事業として開始されて以来、精神障害者のための一般企業を利用した実践的な職業リハビリテーション事業としてはほとんど唯一の事業として、永らく精神障害者の就労支援において中心的な役割を果たしてきました。精神障害者の職業参加を進めるには、実際の職場を活用した教育・訓練・支援及び就労後の長期にわたる職業上、生活上の支援が不可欠ですが、こうした支援にあたって本事業が極めて有効であることをこの30年にわたる実績が示しています。しかしながら、平成15年度にこの事業は一般財源化され、その運営は各地方自治団体の裁量に委ねられることとなりました。他方、平成18年度からは障害者雇用促進法の改正により精神障害者の雇用率算入が可能になるとともに、障害者自立支援法の制定により精神障害者の就労支援体制にも抜本的な変革がもたらされることとなりました。こうしたなかで、精神障害者社会適応訓練事業は、今後も地域の中で一般企業を活用した就労支援の場として、また、社会適応訓練事業を行う職親企業は障害者就労移行支援事業における有力な協力企業として期待されるとともに、今後新たな対応が求められることになると予想されます。

そこで、特定非営利活動法人全国精神障害者就労支援事業所連合会では、平成18年度厚生労働省社会・援護局障害福祉部補助事業の一環として、全国における職親企業を対象にその活動状況の実態についての全国調査を行いました。本報告書はその結果をまとめたものです。

本報告書は大きく次の3部に分かれています。

- 第1部 精神障害者社会適応訓練事業所における就労支援等実態調査結果
- 第2部 都道府県・政令市における社会適応訓練実施状況調査結果
- 第3部 社会適応訓練事業に関するヒアリング調査結果

本報告書が、職親企業の地域における精神障害者就労支援の場としての活用のあり方や、さらには精神障害者の就労支援のモデル構築といった課題に対し、職親企業や行政の担当者だけでなく、広く精神障害者の就労支援に関心を抱いている一般企業や就労支援関係者、職業を通じて社会的な自立を目指している当事者の皆様の参考となれば幸いです。また、調査結果の概要や実践事例等をまとめた小冊子を別途まとめましたので、併せて活用されることを願っています。

なお、本調査の実施にあたってはNPO全国職親会連合会の中に別紙のメンバーによるプロジェクトチームを設け、調査の企画、設計、実施をおこないました。同プロジェクトのメンバーの皆様、本調査にご協力いただいた調査対象事業所、各都道府県及び政令指定市の行政担当者、並びに本調査へのご指導をいただいた厚生労働省関係部局など各関係の皆様には厚く御礼を申し上げます。

平成19年3月

特定非営利活動法人全国精神障害者就労支援事業所連合会
理事長 大場 俊 孝

(別紙)

平成18年度厚生労働省自立支援調査研究プロジェクト

「一般企業を活用した精神障害者社会適応訓練事業を、雇用につなぐ
～各地のモデル事例の収集・普及事業～」

【企画委員会名簿】

上野容子 東京家政大学
大場俊孝 (株)大場製作所、特定非営利活動法人全国精神障害者就労支援事業所連合会理事長
岡上和雄 相模病院
桶谷 肇 NPO地域精神保健福祉機構
金子鮎子 (株)ストローク
北山守典 紀南障害者就業生活支援センター
桑原 寛 神奈川県精神保健福祉センター
舘 暁夫 西南学院大学
永山盛秀 沖縄「ふれあいセンター」

【全国調査班】

工藤 正 東海学園大学
佐藤 宏 元職業能力開発総合大学校

【事務局】

重田史絵 特定非営利活動法人全国精神障害者就労支援事業所連合会事務(筑波大学大学院生)

【報告書の執筆担当者】

本報告書は上記関係者の共同討議・共同作業によるものであるが、主たる執筆担当者は次の通りである。

第1部 佐藤 宏
第2部 舘 暁夫
第3部 各文章末に執筆担当者名を付記

目次

第1部 精神障害者社会適応訓練事業所における就労支援等実態調査結果

第1章 調査の概要	2
第2章 調査結果のまとめ	
Ⅰ 調査対象の属性	
1. 精神障害者社会適応訓練の実施状況	3
2. 調査対象事業所の従業員規模別分布と社会適応訓練の実施状況	4
3. 調査対象事業所の従業員数及び障害者雇用数	5
4. 社会適応訓練協力事業所の業種	8
5. 障害者自立支援法による自立支援協議会等への参加状況	10
Ⅱ 現在(最近1年間)社会適応訓練を実施していない理由と今後の予定	
1. 現在社会適応訓練を実施していない理由	11
2. 今後の再開見込みと再開の条件	12
Ⅲ 現在(最近1年間)社会適応訓練を実施している事業所の状況	
1. 現在実施している社会適応訓練生受け入れ状況	13
2. 社会適応訓練実施にあたっての企業の対応	17
3. 社会適応訓練事業に関する評価と今後の見通し	22
4. 関係機関・施設との連携状況	25
Ⅳ これからの社会適応訓練事業の在り方(全事業所)	
1. 社会適応訓練を実施する上で今後必要なこと	28
2. 社会適応訓練の今後の活用見込み	30
3. 社会適応訓練を企業の就労に結びつける上での必要事項	31

第2部 都道府県・政令市における社会適応訓練実施状況調査結果(行政調査)

Ⅰ 平成17および18年度における各都道府県・政令指定都市精神障害者社会適応訓練事業の実施実態について	
1. はじめに	34
2. 研究目的	34
3. 研究方法	34
4. 調査結果	35
5. 考察	36
参考表	37

第3部 社会適応訓練事業に関するヒアリング調査結果

Ⅰ ヒアリング調査の概要	42
Ⅱ モデル事例紹介	
1. 【宮城】栗原市のネットワーク会議等地域の就労支援機関との連携	43
2. 【東京】株式会社いなげやの取り組み(立川市)	45
3. 【神奈川】神奈川県精神保健福祉センターにおける就労支援	47
4. 【和歌山】和歌山県紀南障害者就業・生活支援センターの取り組み	48

5. 【大 阪】 ヘルプセンターステップ（大阪市）	51
6. 【兵 庫】 こうべワーカーズコープにおける取り組み（神戸市）	52
Ⅲ 情報収集	
1. 【北海道】 北海道と札幌市における社会適応訓練事業	54
2. 【山 形】 山形県における社会適応訓練事業の一部廃止について	55
3. 【静 岡】 静岡県における社会適応訓練事業	57
【参考資料】	
1 精神障害者社会適応訓練事業所における就労支援等実態調査票様式	60
2 都道府県・政令市における社会適応訓練実施状況調査票様式	64
【別添資料】 社会適応訓練事業実施状況調査付属統計表	65

第1部

精神障害者社会適応訓練事業所における 就労支援等実態調査結果

第1章 調査の概要

1. 調査目的

全国の精神障害者社会適応訓練協力事業所における同事業の実施状況の実態を明らかにし、今後における同事業の円滑な実施と精神障害者の就労支援の在り方等の検討に資する。

2. 調査対象及び方法

各都道府県及び次の政令指定市(14市)の合計61団体における社会適応訓練事業協力事業所の登録事業所名簿のうち、その利用について了解を得られた事業所3,422カ所に対する通信によるアンケート調査により実施した。調査票の配布と回収はNPO 全国精神障害者就労支援事業所連合会事務局が行ったが、一部においては配布についての代行を地方自治体に依頼したところもある。

(調査対象とした政令指定市)

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、静岡市、名古屋市
京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

3. 調査時期

平成19年2月

4. 回収状況

1,290事業所(回収率37.7%)

5. 調査事項

調査票の様式の通り(巻末:参考資料)

第2章 調査結果のまとめ

I 調査対象事業所の属性

1. 精神障害者社会適応訓練の実施状況

今回の調査で回答のあった社会適応訓練協力事業所1,290カ所のうち、本事業を「現在(最近1年間)実施している」事業所は691カ所(53.6%)であった。他方、「過去に実施したことがあるが、現在は実施していない」と回答した事業所は560カ所(43.4%)である(第1表)。なお、この調査は、社会適応訓練事業への協力事業所として登録した事業所を対象に行っており、「登録はしたが実施実績が全くない」という事業所は想定していなかったが、あったとしてもその数は僅かであり、「無回答」(3.0%)の中に含まれていると考えられる。

第1表 社会適応訓練の実施状況【問1】

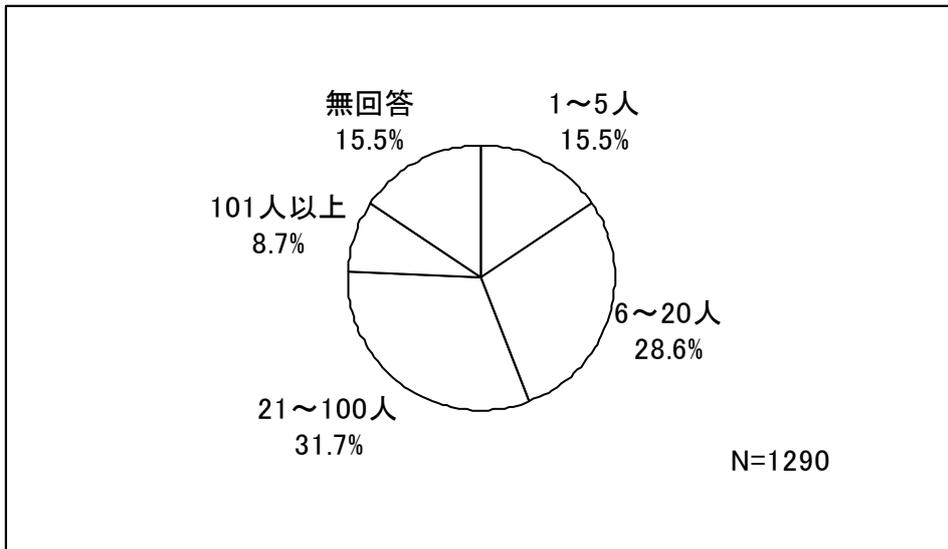
	事業所数	(%)
実施している	691	53.6
過去に実施したことがあるが、現在は実施していない	560	43.4
無回答	39	3.0
合計	1290	100

2. 調査対象事業所の従業員規模別分布と社会適応訓練の実施状況

調査対象事業所の従業員（正社員＋その他の社員）数の規模別分布を見ると、第1図に示すように、5人以下の事業所が15.5%、20人以下を合計すると44.1%であるのに対し100人を超える事業所は8.7%にすぎない。

なお、社会適応訓練を「現在実施している」ところと「現在実施していない」事業所とでは従業員規模別の分布に大きな差は見られない（第2表）。

第1図 調査対象事業所の従業員規模別分布【問20】



第2表 社会適応訓練協力事業所の従業員規模別分布【問20】

		1～5人	6～20人	21～100人	101人以上	無回答	合計
社会適応訓練事業の現在の実施状況	実施している (%)	100 14.5	201 29.1	225 32.6	61 8.8	104 15.1	691 100.0
	過去に実施したことがあるが、現在は実施していない (%)	96 17.1	155 27.7	173 30.9	48 8.6	88 15.7	560 100.0
	無回答 (%)	4 7.7	13 28.2	11 23.1	3 7.7	8 33.3	39 100.0
計	計 (%)	200 15.5	369 28.6	409 31.7	112 8.73	200 15.5	1290 100.0

（注）「従業員数」は「正社員」と「その他社員」合計である。なお、「その他社員」の人数欄が無記入の場合はゼロ人として算出した。

3. 調査対象事業所の従業員数及び障害者雇用数

調査対象事業所の平均従業員数は43.4人である(第3表)(この数値は「正社員以外」の欄が未記入の場合はゼロ人として算出した)。このうち正社員は21.6人、その他の社員は21.8人であり、従業員に占める正社員と非正社員の割合はともに概ね50%となっている。

また、調査対象事業所に雇用されている障害者数は1事業所当たり2.0人である。調査対象事業所の従業員数の1事業所当たり平均(43.4人)に対する比率は4.6%であるので、一般企業の障害者雇用率(平成18年6月1日現在の民間企業障害者実雇用率1.52%)に比べてかなり高いといえる。

第3表 調査対象事業所の従業員数及び障害者雇用数【問20】

	現在の社適事業実施状況			
	実施している	実施していない	無回答	計
従業員数計	31988	21635	2417	56040
正社員	14455	12583	880	27918
それ以外	17533	9052	1537	28122
障害者数	1489	991	128	2608
正社員	651	655	56	1362
それ以外	838	336	72	1246
(調査対象1事業所平均、人)(注)				
従業員数計	46.4	38.6	62.0	43.4
正社員	20.9	22.5	22.6	21.6
それ以外	25.4	16.2	39.4	21.8
障害者数	2.2	1.8	3.3	2.0
正社員	0.9	1.2	1.4	1.1
それ以外	1.2	0.6	1.8	1.0

(注)1事業所平均は調査対象平均(N=(実施企業=691、非実施企業=560、無回答=39、合計=1290)により算出。したがって、1事業所当たり雇用障害者数は障害者を雇用していない(無回答)事業所を含む平均である。

次に、雇用されている障害者の障害種類別構成をみると精神障害者が38.7%と最も多く、次いで知的障害者が32.3%、身体障害者が20.6%、その他が8.5%となっている(第4表及び第2図)。このように、雇用障害者に占める精神障害者及び知的障害者の割合が高いのも社会適応訓練実施事業所と特徴といえよう。

なお、社会適応訓練事業所で雇用されている障害者のうち、社会適応訓練を受講したことのある者は、1,505人となっており、雇用されている障害者数全体の57.7%と約6割を占めている。その大部分は「自社での社会適応訓練経験者」であり、他社での社会適応訓練経験者の数は少ない(ただし、この数字は、他社での社会適応受講歴が把握できないため、実際より少なく現れている可能性がある)(第5表)。

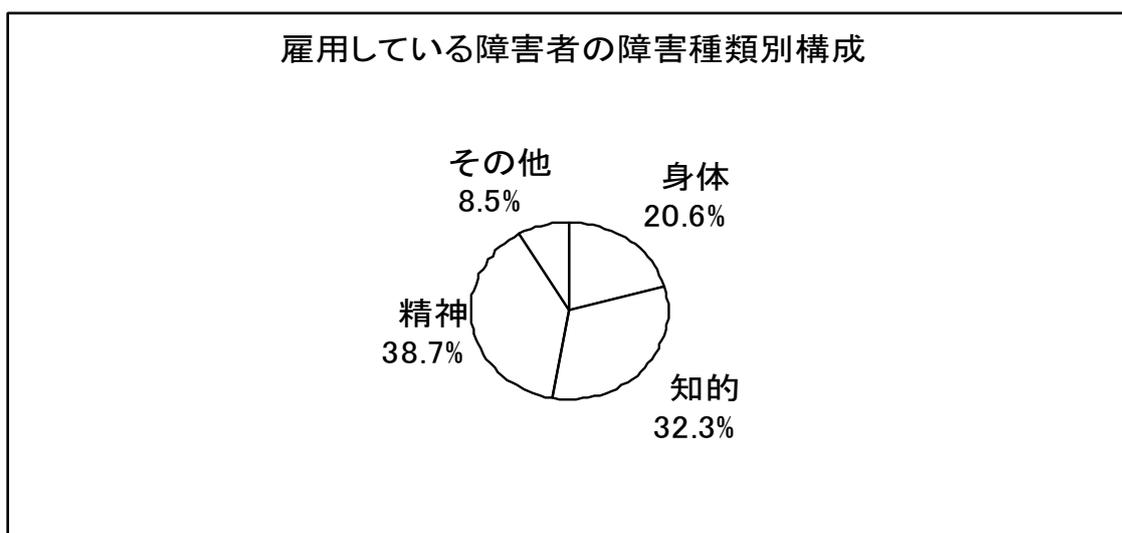
ただし、正社員で雇用されている障害者に占める社会適応訓練経験者の割合は23.9%と少なく、大部分は正社員以外の形での雇用となっている。

第4表 調査対象事業所の雇用障害の障害種類別内訳【問20】

	障害者数	正社員	それ以外
合計	2579	1260	1319
身体	530	352	178
知的	832	517	315
精神	999	302	697
その他	218	89	129

(注)有効回答事業所数は障害の種類によって異なる。これによる欠損値の存在により、本表の合計欄の値は第3表の値と若干誤差が出ている。

第2図 調査対象事業所の雇用障害の障害種類別構成比【問20】



第5表 雇用している障害者のうち社会適応訓練を受講したことがある者【問20】

	障害者数	正社員	それ以外
合計	1505	326	1179
自社で訓練	1423	305	1118
他社で訓練	82	21	61
(雇用障害者合計にたいする割合、%)			
【雇用障害者数】	2608	1362	1246
合計	57.7	23.9	94.6
自社で訓練	54.6	22.4	89.7
他社で訓練	3.1	1.5	4.9

また、障害者を雇用していると回答のあった事業所(246カ所)が雇用している障害者の数別の分布をみると第6表の通り1人ないし2人のところで約4割、4人以下で約6割、10人未満で8割、10人以上は2割となっている。さらに、調査対象事業所(1290カ所)のうち、雇用障害者数が未記入の無回答事業所が約8割を占めているが、これには障害者を雇用していない事業所と、雇用していても、たまたま無記入の事業所が混在している。

第6表 雇用している障害者の数別分布【問20】

	事業所数	パーセント	有効パーセント
1人	48	3.7	19.5
2人	49	3.8	19.9
3人	29	2.2	11.8
4人	21	1.6	8.5
5~9人	47	3.6	19.1
10~19人	30	2.3	12.2
20~49人	18	1.4	7.3
50人以上	4	0.3	1.6
合計	246	19.1	100.0
無回答	1044	80.9	
合計	1290	100.0	

4. 社会適応訓練協力事業所の業種

社会適応訓練協力事業所の業種別内訳をみると第7表の通りであり、老人ホーム・病院など医療・福祉分野の事業を営む事業所が多いことが特徴的である。なお、第7表は1事業所で複数の事業を行っているところがあるため複数回答となっているので、当該事業所で最も主な業種のみをあげて貰った結果が第7-2表である。

第7表 社会的訓練事業協力事業所の主な業種【問19】

(複数回答、N=1290)

業種	社会適応訓練の現在の実施状況別				回答企業(1290) に対する割合(%)
	実施している	実施していない	無回答	合計	
機械・加工・組立	59	58	2	119	9.2
飲食店・喫茶	70	50	4	124	9.6
食品	53	61	3	117	9.1
卸・小売業	87	86	5	178	13.8
印刷	8	5	1	14	1.1
製本・製函	7	5	1	13	1.0
運輸・倉庫	12	6	0	18	1.4
農業	79	46	2	127	9.8
清掃	49	37	1	87	6.7
リサイクル	19	20	1	40	3.1
老人ホーム・病院・保育など	130	83	4	217	16.8
クリーニング・リネンサプライ	25	21	3	49	3.8
その他	195	146	8	349	27.1

第7—2表 社会適応訓練実施事業所の最も主な業種別分布【問19】 (単純回答、N=290)

業種	社会適応訓練の現在の実施状況別				有効回答(290)に 対する割合(%)
	実施している	実施していない	無回答	合計	
機械・加工・組立	17	17	1	35	12.1
飲食店・喫茶	18	8	0	26	9.0
食品	13	11	0	24	8.3
卸・小売業	20	22	1	43	14.8
印刷	2	2	0	4	1.4
製本・製函	2	0	1	3	1.0
運輸・倉庫	1	1	0	2	0.7
農業	16	15	1	32	11.0
清掃	12	7	0	19	6.6
リサイクル	3	4	0	7	2.4
老人ホーム・病院・保 育など	31	11	3	45	15.5
クリーニング・リネン サプライ	5	6	0	11	3.8
その他	24	15	0	39	13.4
合計	164	119	7	290	100.0

5. 障害者自立支援法による自立支援協議会等への参加状況

障害者自立支援法の制定に伴い想定されている地域の自立支援協議会又は雇用合同支援会議への参加状況をみるとメンバーに「なっている」と回答したのは調査対象事業所1290カ所のうち91カ所(7.1%)であり、「なっていない」との回答が54.9%と過半数を占めている(第8表)。また、「地域に存在することを知らない」との回答も無回答を含めると3分の1にのぼる。

第8表 地域における自立支援協議会又は雇用合同支援会議のメンバーになっているか
(度数/%)【問18】

	社会適応訓練事業の現在の実施状況						計	
	実施している		現在は実施していない		無回答		事業所数	(%)
	事業所数	(%)	事業所数	(%)	事業所数	(%)		
なっている	51	7.4	38	6.8	2	5.1	91	7.1
なっていない	381	55.1	307	54.8	20	51.3	708	54.9
そのような会議が地域に存在することを知らない	203	29.4	160	28.6	9	23.1	372	28.8
無回答	56	8.1	55	9.8	8	20.5	119	9.2
合計	691	100.0	560	100.0	39	100.0	1290	100.0

Ⅱ 現在(最近1年間)社会適応訓練を実施していない理由と今後の予定

1. 現在社会適応訓練を実施していない理由

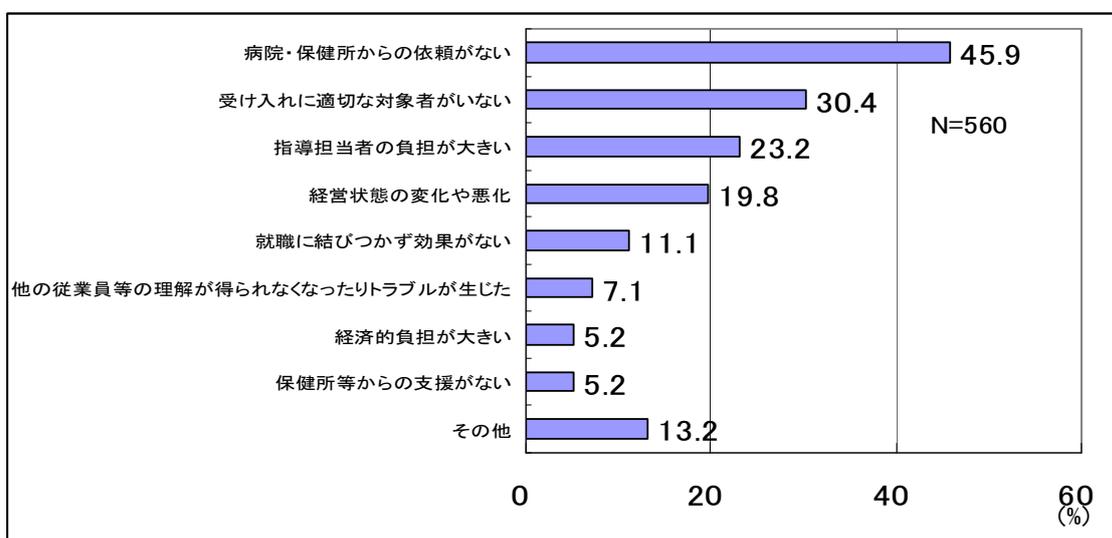
第1表で見たとおり、調査対象事業所1,290カ所のうち、「現在実施していない」と回答したのは560事業所(43.4%)であった。その理由を見ると第9表及び第3図の通り、最も多い理由は「病院・保健所からの依頼がない」(45.9%)であり、次いで「受入に適切な対象者がいない」(30.4%)となっている。「指導担当者の負担が大きい」(23.2%)、「経営状態の変化や悪化」といった事業主側の事情による理由は2割程度でありそれほど多くない。

第9表 現在実施していない理由【問1-1】

	事業所数	(%)
病院・保健所からの依頼がない	257	45.9
受け入れに適切な対象者がいない	170	30.4
保健所等からの支援がない	29	5.2
経済的負担が大きい	29	5.2
指導担当者の負担が大きい	130	23.2
他の従業員等の理解が得られなくなったりトラブルが生じた	40	7.1
経営状態の変化や悪化	111	19.8
就職に結びつかず効果がない	62	11.1
その他	74	13.2
計	560	100.0

第3図 現在実施していない理由【問1-1】

(高位順、N=560)



2. 今後の再開見込みと再開の条件

なお、現在(最近1年間)、社会適応訓練を実施していない事業所に対し今後の再開の可能性又は予定を聞いたところ、「当面は全く考えていない」とする事業所は30%程度であるのに対し、「病院・保健所等からの依頼などで適切な対象者があれば受け入れる」(46.3%)が半数近くを占め、これに「条件を整えばある」とする事業所(12.0%)を加えると大部分の事業所では本制度による訓練生の受け入れに前向きな姿勢であるといえる(第10表)。

第10表 今後の再開の可能性(予定)【問1-2】

	度数	パーセント
当面は全く考えていない	172	30.7
病院・保健所等からの依頼などで適切な対象者があれば受け入れる	259	46.3
条件を整えばある	67	12.0
無回答	62	11.1
合計	560	100.0

Ⅲ 現在(最近1年間)社会適応訓練を実施している事業所の状況

1. 現在実施している社会適応訓練事業の訓練生受け入れ状況

1) 社会適応訓練事業による訓練生の受入人数

現在、社会適応訓練を実施している事業所691カ所における過去5年間の訓練生の受け入れ総数は2,924人となっている。このうち現在実施中の訓練生は865人(29.6%)である(第11表)。ここで、現在訓練中のものを除き、訓練生の訓練期間別の分布を見ると、6ヶ月以下(1期)のみの者は29.4%と3分の1以下であり、2年超(5期、6期)が27.5%あり、1年超(3期以上)が過半数を占めている(第4図)。

なお、現在訓練実施中の訓練生のうち手帳保持者は242名であった(ただし、手帳保持の有無を確認できないケースも多いことに留意する必要がある。また、手帳保持者のうち3級102名であったが障害程度の不明な者もいるので残り全部が1,2級とは限らない。)

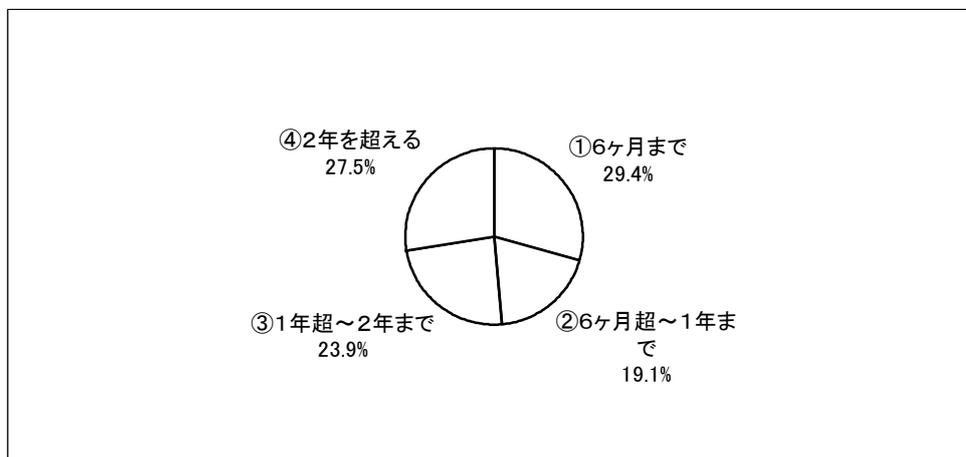
第11表 過去5年間に社会適応訓練を受けた訓練生の数【問2-1】

(現在(最近1年間)訓練を実施した事業所、N=616)

訓練期間等	訓練人数	うち所定期間満了	うち所定期間未修了
①6ヶ月まで	606	211	286
②6ヶ月超～1年まで	394	194	140
③1年超～2年まで	492	244	161
④2年を超える	567	380	89
⑤現在訓練実施中	865	—	—
合計	2924	1029	676
⑥⑤のうち手帳保持者	242	(うち3級 102)	

(注)欠損値があるため、所定期間満了と所定期間未修了との合計は訓練人数の合計に一致しない。

第4図 過去5年間における訓練生の訓練期間別分布【問2】(現在実施中を除く、N=2059)



また、社会適応訓練生の受け入れ人数別にみた事業所の分布をみると、「現在訓練中」については1人のところが42.1%を占め、2人以下があわせて56.3%と大部分を占めているが、10人以上のところも3事業所(0.4%)ある。これを過去5年間の受け入れ人数で見ると10人以上受け入れた事業所の数は75事業所(9.3%)にのぼる(第12表)。

第12表 訓練生の受け入れ人数別にみた事業所の分布

	現在訓練中		過去5年間	
	事業 所数	(%)	事業 所数	(%)
1人	291	42.1	174	25.2
2人	98	14.2	120	17.4
3人	50	7.2	71	10.3
4人	25	3.6	64	9.3
5人	5	0.7	43	6.2
6~9人	10	1.4	80	11.6
10人以上	3	0.4	64	9.3
無回答	209	30.2	75	10.9
合計	691	100.0	691	100.0

2) 訓練生の週当たり作業時間

現在実施中の訓練生について、最近における週当たりの作業時間をみると第13表の通り、概ね30時間以上の者は30.2%に過ぎない反面、14時間未満の者が48.3%と半数近くを占める。また、15時間から20時間の者も25.1%おり、週当たり作業時間が20時間未満の者が訓練生の約3分の2にのぼる。

第13表 訓練生の週当たり作業時間の内訳【問2-2】

(現在訓練中の者⑤、最近1ヶ月間の週当たり平均)

週当たり平均時間	人数	構成比(%)
概ね30時間以上	261	30.2
概ね20時間以上30時間未満	167	19.3
概ね15時間以上20時間未満	217	25.1
概ね14時間未満	418	48.3
合計	865	100.0

3) 社会適応訓練生の経路

社会適応訓練生の経路をみるため、現在訓練中の者について訓練開始直前の状況をみると、大部分が「社会復帰施設・作業所等」に通所または入所していた者である(62.5%)。次いで、「在宅」からの者が38.7%と4割近くをしめている。「入院」は7.3%とそれほど多くない(第14表)。

第14表 訓練開始直前の状況別内訳【問2-3】

(現在訓練中の者⑤のうち無回答を除く。複数回答)

訓練開始直前の状況	人数	構成比(%)
入院	63	7.3
在宅	335	38.7
企業等で雇用	32	3.7
社会復帰施設・作業所等に通所・入所	541	62.5
その他・不明	60	6.9
合計	865	100.0

4) 訓練修了者のその後の進路

社会適応訓練修了した訓練生の訓練修了後の進路について、回答のあった303事業所についてみると、そのまま訓練実施事業所で雇用された者が43.2%、他事業所での雇用された者(30.4%)と約7割の者が就職していることが示されている。しかし、社会復帰・施設・作業所への入所、医療機関への入院等の割合も少なくない(第15表)。

第15表 訓練修了者の修了直後の状況【問3】(複数回答)

	当事業所で雇用	他事業所で雇用	在宅(求職中)	在宅(その他)	医療機関に入院	社会復帰施設・作業所に入所	その他・不明	所定期間修了人数総計
該当者のいる事業所数	205	149	77	96	75	132	135	303
全事業所修了者人数合計	400	281	127	195	105	346	351	925
修了人数に占める割合	43.2	30.4	13.7	21.1	11.4	37.4	37.9	100.0

(注) この項目は、本来単一回答を想定していたが、実際には複数の項目への回答が見られたため、各進路別の数の合計は修了人数総計を上回る。

2. 社会適応訓練実施にあたっての企業の対応

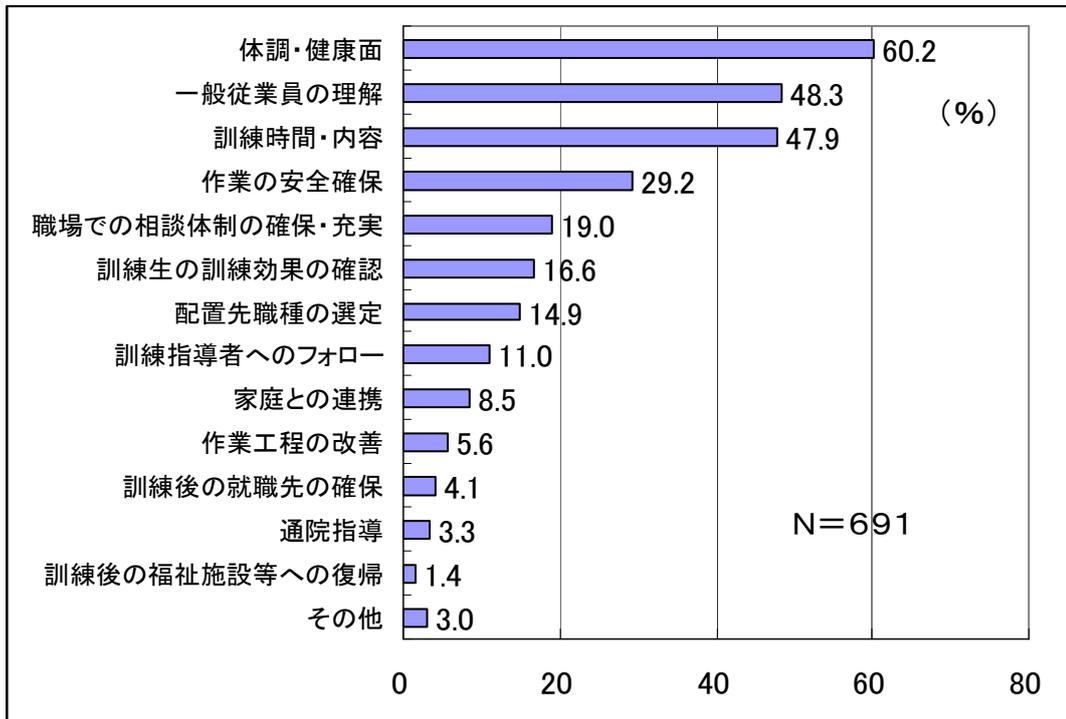
1) 訓練生の受け入れにあたっての事業所の配慮事項【問6】

社会適応訓練の実施に当たりどのような配慮をしたかをみると、「体調・健康面」を挙げている事業所が60.2%と最も多く、次いで「一般従業員の理解」(48.3%)、「訓練時間・内容」への配慮(47.9%)の順となっている。また、「作業の安全確保」(29.2%)、「職場での相談体制の確保・充実」(19.0%)も比較的上位にある(第16表、第5図)。

第16表 訓練生受け入れにあたって特に配慮した事項
(複数回答、主なもの3つまで)

	事業所数	(%)
一般従業員の理解	334	48.3
訓練指導者へのフォロー	76	11.0
配置先職種の選定	103	14.9
作業工程の改善	39	5.6
作業の安全確保	202	29.2
職場での相談体制の確保・充実	131	19.0
訓練後の福祉施設等への復帰	10	1.4
家庭との連携	59	8.5
体調・健康面	416	60.2
訓練時間・内容	331	47.9
通院指導	23	3.3
訓練生の訓練効果の確認	115	16.6
訓練後の就職先の確保	28	4.1
その他	21	3.0
合計	691	100.0

第5図 訓練生受け入れにあたって特に配慮した事項(高位順)【問6】
 (複数回答、主なもの3つまで)



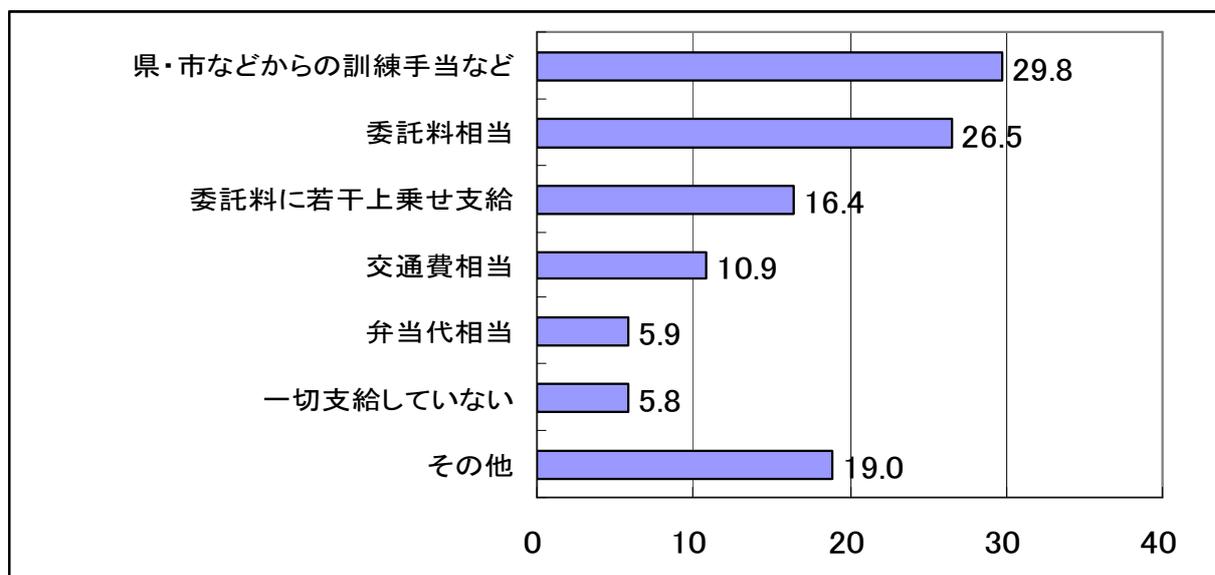
2) 訓練手当等の支給状況

社会適応訓練事業実施事業所の訓練生への配慮との関連で、訓練生への訓練手当等の支給状況をみたのが第17表である。これによると、「一切支給していない」の回答したのは、現在訓練を実施中事業所のうち、5.8%のみであり、ほとんどの事業所が何らかの形で支給を行っている(第17表及び第6図))。支給内容の内訳をみると「県・市などからの訓練手当等」の支給が行われているところが34.6%と約3分の1を占める。それ以外では、「委託料相当」(30.8%)または「委託料に若干上乗せ支給」(19.0%)を併せ約5割ある。

第17表 社会適応訓練生に対する訓練手当等の支給状況【問4】

	事業所数	(%)	(%)
一切支給していない	40	5.8	—
何らかの支給有り(除く無回答)	595	86.1	—
(同上 内訳)	—	—	100.0
交通費相当	75	10.9	12.6
弁当代相当	41	5.9	6.9
委託料相当	183	26.5	30.8
県・市などからの訓練手当など	206	29.8	34.6
委託料に若干上乗せ支給	113	16.4	19.0
その他	131	19.0	22.0
無回答	56	8.1	—
合計	691	100.0	—

第6図 社会適応訓練生に対する訓練手当等の内訳(高位順)【問4】 (複数回答、N=691)



3) 社会適応訓練実施にあたっての訓練生への評価の有無

また、社会適応訓練を実施するに当たり訓練生に対する訓練効果の評価をどの程度行っているかをみると、定期的実施(37.9%)、「不定期に実施」(29.1%)と7割近い事業所で何らかの形で評価を行っているものの「実施していない」とする事業所も3割近くに達する(第18表)。

第18表 個々の訓練生の評価実施状況【問7】

	事業所数	(%)
定期的実施している	256	37.0
不定期に実施している	201	29.1
実施していない	192	27.8
無回答	42	6.1
合計	691	100.0

4) 社会適応訓練実施に当たり利用した制度

社会適応訓練の実施後、雇用への移行に当たってどのような制度を利用したことがある事業所は、現在社会適応訓練を実施している事業所の15.1%であり、それほど多くない(第19表)。

第19表 訓練生の雇用移行のために利用した制度の有無【問8】

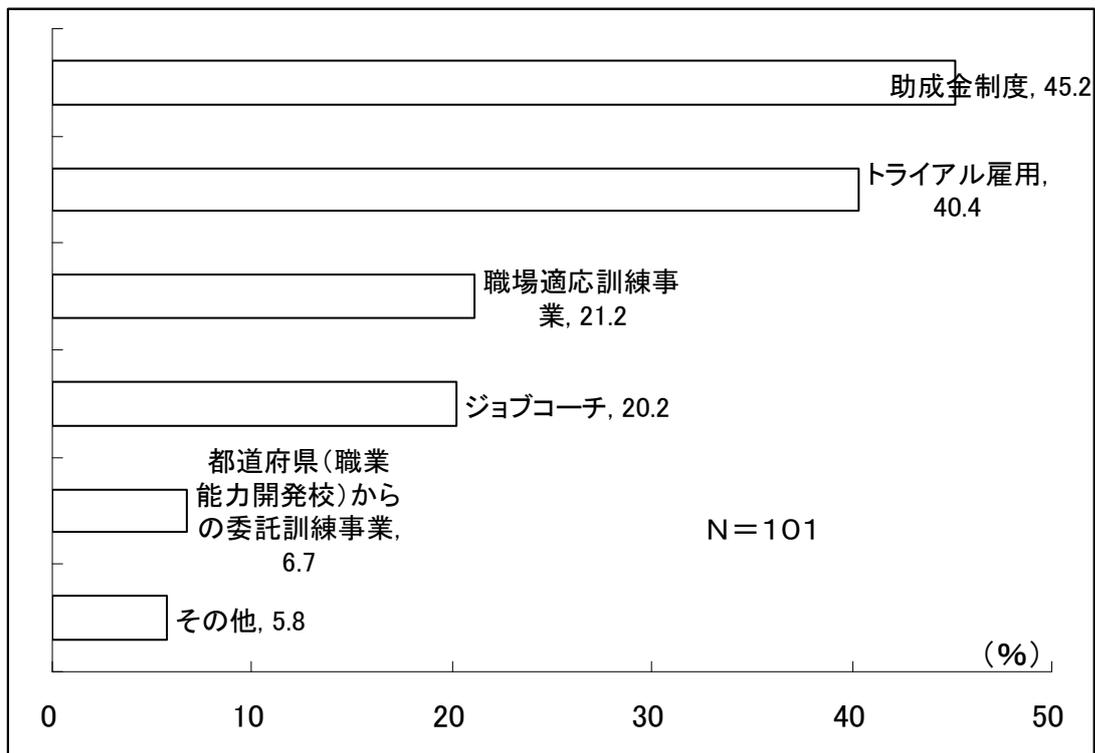
	事業所数	(%)
ある	104	15.1
ない	529	76.6
無回答	58	8.4
合計	691	100.0

ここで、利用したことが「ある」と答えた事業所について、利用した制度の内容を見ると第7図のとおりである。すなわち、助成金制度を利用したことがある事業所は、45.2%、トライアル雇用制度を利用したところは40.4%となっている。職場適応訓練制度やジョブコーチ制度を利用したところもそれぞれ2割程度ある。

しかしながら、訓練修了生の雇用への移行に当たって、こうした制度をなんら利用したことがない事業所が8割近く、雇用移行のための制度の活用度は全体的に低い。

第7図 社会適応訓練実施後、雇用への移行のための利用した制度【問8-1】

(第19表で「利用有り」のうち欠損値を除いて算出、複数回答)



なお、社会適応訓練を実施中に「同時に併用した制度の有無」を見ると「ある」と回答した事業所は22カ所、3.2%で極めて少ない(第20表)。

第20表 社会適応訓練と同時に併用した制度の有無【問9】

	事業所数	(%)
ある	22	3.2
ない	593	85.8
無回答	76	11.0
合計	691	100.0

参考までに、社会適応訓練実施中に併用した制度について自由記述の内容を見ると次のようなものが挙げられている。

- ・知的養護学校生徒職場体験
- ・医療機関と連携したジョブガイダンス事業
- ・医療福祉事業団の助成金
- ・障害者就職面接会など受けた
- ・重度障害者介助等助成金
- ・ジョブカフェの勉強会、面接、書類の書き方
- ・インターシップ、就労生活支援センター
- ・訪問介護で買い物

3. 社会適応訓練事業に関する評価と今後の見通し

1) 社会適応訓練事業に対する評価

社会的訓練事業を実施した事業所にとって、「訓練生を受け入れて良かったと思うこと」を挙げてもらったところ、「精神障害者に対する理解が深まった」とする事業所が60.9%と最も多く、次いで「地域社会への貢献が出来た」(46.2%)となっている(第21表)。

第21表 訓練生の受け入れて良かったこと【問10】(複数回答、主なもの2つまで)

	事業所数	(%)
地域社会への貢献ができた	319	46.2
従業員同士のコミュニケーションが深まった	111	16.1
精神障害者の就職に結びついた	114	16.5
医療・福祉・職業安定所・職業センターなどとの繋がりが深まった	140	20.3
精神障害者に対する理解が深まった	421	60.9
その他	45	6.5
無回答	32	4.6
合計	691	100.0

一方、訓練生本人に対する効果としては、「本人の就職への自信や意欲が高まった」(49.5%)、と「規律の遵守、あいさつなど職場生活への適応性が高まった」(48.0%)を多くの事業所が挙げている(第22表)。

第22表 社会適応訓練は訓練生にどのような効果があったか【問11】(複数回答、主なもの2つまで)

	事業所数	(%)
本人の就職への自信や意欲が高まった	342	49.5
規律の遵守、あいさつなど職場生活への適応性が高まった	332	48.0
金銭感覚など日常生活への適応力が高まった	38	5.5
職場で必要な作業能力が身に付いた	204	29.5
就職への移行が円滑にできる可能性が高まった(就職できた)	74	10.7
自主的な判断力など社会的な自律性が高まった	174	25.2
その他	33	4.8
無回答	41	5.9
合計	691	100.0

2) 社会適応訓練についての今後の見通し

社会適応訓練実施事業所が、現在受け入れている社会適応訓練生の修了後に対しどのような方針なり見通しを持っているかをみると「全員または大部分を当社で雇用できる」と回答したのは16.4%、「当社での雇用は難しい」と回答したのは25.6%であり、「わからない、未定」が大半(48.8%)を占めている(第23表)。これは現在訓練実施中であり、訓練を修了してみないと判断が付かないといった要素も働いていることによると思われるが、第15表に示したとおり訓練修了者の進路を見ると約70%強が実施事業所または他社で雇用されていることに留意する必要がある。

第23表 現在の訓練生の修了後の方針・見通し【問12】

	事業所数	(%)
全員または大部分を当社で雇用できる	113	16.4
大部分は当社での雇用は難しい(または考えていない)	177	25.6
わからない、未定	337	48.8
無回答	64	9.3
合計	691	100.0

ここで、「当社での雇用は難しい(または考えていない)」と回答した事業所(177事業所)についてその理由を見ると、「雇用を増やす枠の余裕がない」(54.8%)が最も多く、次いで「雇用に切り替える上で必要な能力・体力がまだ不足」(46.3%)となっている。本事業の性格から「当初から訓練のみに限定している」との事業所も39.0%ある。他方、「就職意欲がない」、「病気の再発」等を理由とする事業所の比率はそれほど多くない(第24表)。

第24表 訓練生の当社での雇用が難しい理由【付問12-1】 (複数回答、主なもの3つまで)

	事業所数	パーセント
適性、能力・体力にあう仕事がない	45	25.4
就職意欲のある者が少ない	11	6.2
雇用に関わり替える上で必要な能力・体力がまだ不足	82	46.3
他社での採用が見込まれる	5	2.8
病気再発等で就労困難	27	15.3
福祉施設・授産施設等への復帰が見込まれる	10	5.6
雇用を増やす枠の余裕がない	97	54.8
当初から訓練のみに限定している	69	39.0
その他	17	9.6
無回答	4	2.3
合計	177	100.0

3) 社会適応訓練に対する今後の意向

社会的訓練実施事業所が今後も訓練生を受け入れる意向があるかを尋ねたところ、過半数の事業所が「受け入れる」と回答している(第25表)。他方、「条件がそろえば受け入れる」と回答した事業所について、どのような条件を整えば社会適応訓練生を受け入れるかについて尋ねたところ第26表の通りとなっている。

これによると、「病院・保健所等からの受け入れ要請」があれば受け入れると回答したところは57.1%と6割近い。それ以外では、「職場の一般従業員の理解」、「本人の生活面での相談などの関係機関の支援」「訓練手当・通勤手当の支給等本人への支援」などがそれぞれ2割前後となっている。

第25表 社会適応訓練生の今後の受け入れ予定【問14】

	事業主数	パーセント
受け入れる	379	54.8
条件がそろえば受け入れを検討する	266	38.5
無回答	46	6.7
合計	691	100.0

第26表 社会適応訓練生を今後受け入れるための条件【付問14-1】

(複数回答、最も重視すること3つまで)

	事業所数	(%)
病院・保健所等からの受け入れ要請	152	57.1
障害についての医療機関からの支援・協力	60	22.6
本人の生活面での相談などの関係機関の支援	64	24.1
訓練生の就職への労働関係機関の支援・協力	34	12.8
職場での指導者・キーパーソンの確保・育成	27	10.2
職場の一般従業員等の理解	70	26.3
委託費の増額等経済的負担の軽減	49	18.4
訓練手当・通勤手当の支給等本人への支援	55	20.7
企業の経営・財務状況の改善	38	14.3
その他	15	5.6
無回答	9	3.4
合計	266	100.0

4. 関係機関・施設との連携状況

社会適応訓練の実施事業所が関係機関とどの程度連携をとっているかみたものが第27表及び第8図である。これによると、社会適応訓練実施事業所が連携を取っている相手先機関としては、本制度の窓口である保健所との連携をとっている事業所が72.2%と高くなっていることを除き概して低い。医療機関、授産施設等でも3割弱であり、就労支援関係機関と連携を取っているところの割合は大変低い。

また、この調査項目では未回答事業所の割合が大変高かった。これは、「どういふものかよく知らない」の比重が高いことと併せ、関係機関についての情報や接触が大変少ないことを示していよう。

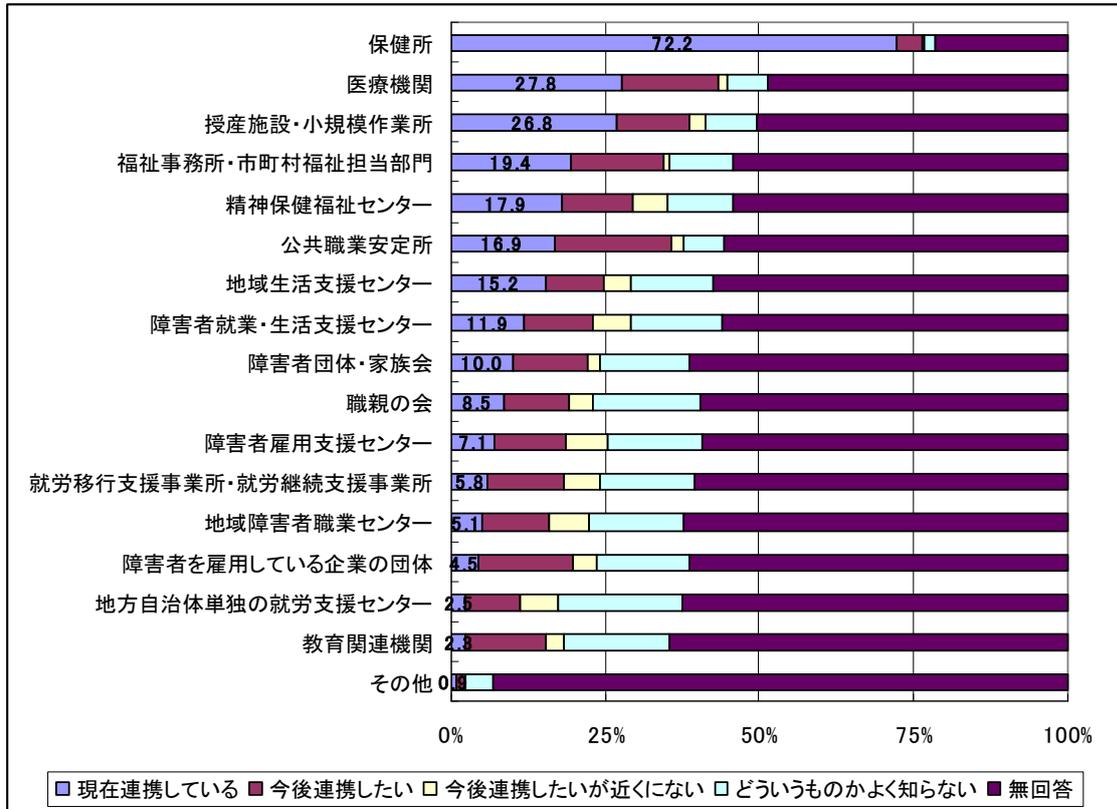
第27表 訓練実施にあたって、関係機関・施設との連携状況【問13】

(N=691)

機関・施設名	現在連携している	今後連携したい	今後連携したいが近くはない	どういふものかよく知らない	無回答
保健所	499	28	2	13	149
精神保健福祉センター	124	79	40	73	375
医療機関	192	108	10	45	336
福祉事務所・市町村福祉担当部門	134	105	5	71	376
授産施設・小規模作業所	185	82	19	57	348
就労移行支援事業所・就労継続支援事業所	40	87	41	105	418
地域生活支援センター	105	66	30	93	397
公共職業安定所	117	129	14	45	386
地域障害者職業センター	35	75	45	106	430
障害者雇用支援センター	49	80	47	105	410
障害者就業・生活支援センター	82	76	43	102	388
地方自治体単独の就労支援センター	17	60	44	137	433
障害者団体・家族会	69	84	15	100	423
障害者を雇用している企業の団体	31	105	27	105	423
職親の会	59	74	25	122	411
教育関連機関	16	91	20	118	446
その他	6	11	0	29	645
(構成比 %、N(=691)=100)					
保健所	72.2	4.1	0.3	1.9	21.6
精神保健福祉センター	17.9	11.4	5.8	10.6	54.3
医療機関	27.8	15.6	1.4	6.5	48.6
福祉事務所・市町村福祉担当部門	19.4	15.2	0.7	10.3	54.4
授産施設・小規模作業所	26.8	11.9	2.7	8.2	50.4
就労移行支援事業所・就労継続支援事業所	5.8	12.6	5.9	15.2	60.5
地域生活支援センター	15.2	9.6	4.3	13.5	57.5
公共職業安定所	16.9	18.7	2.0	6.5	55.9
地域障害者職業センター	5.1	10.9	6.5	15.3	62.2
障害者雇用支援センター	7.1	11.6	6.8	15.2	59.3
障害者就業・生活支援センター	11.9	11.0	6.2	14.8	56.2
地方自治体単独の就労支援センター	2.5	8.7	6.4	19.8	62.7
障害者団体・家族会	10.0	12.2	2.2	14.5	61.2
障害者を雇用している企業の団体	4.5	15.2	3.9	15.2	61.2
職親の会	8.5	10.7	3.6	17.7	59.5
教育関連機関	2.3	13.2	2.9	17.1	64.5
その他	0.9	1.6	0.0	4.2	93.3

第8図 訓練実施にあたって、関係機関・施設との連携状況【問13】

(N=691)



IV これからの社会適応訓練事業の在り方

1. 社会適応訓練を実施する上で今後必要なこと

社会適応訓練への協力事業所が本事業を実施する上で今後特に必要になると思っ
ている事項を見ると、「通勤費・訓練手当の支給等本人補償の充実」が46.7%と最も多くな
っている。次いで、「医療機関、福祉サービス事業者からの支援」(41.6%)、「専門の指
導員、相談員の配置教育への助成」(35.8%)、「社会適応訓練期間の上限の延長」(3
5.8%)などの順となっている(第28表及び第9図)。

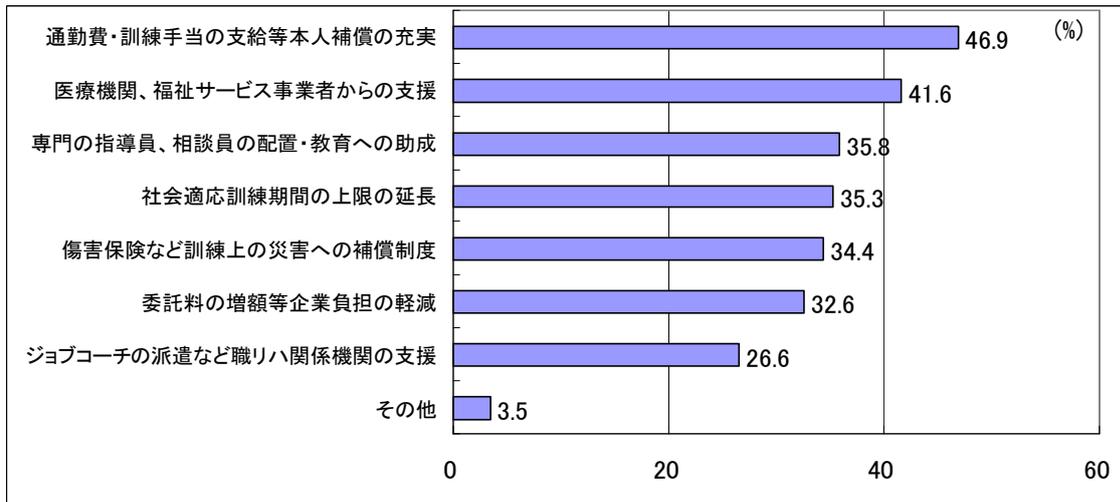
第28表 社会適応訓練を実施する上で今後必要なこと(実施状況別)【問15】

(複数回答、とくに重要なこと3つまで選択)

	社会適応訓練事業の現在の実施状況						計	
	実施して いる	(%)	現在は 実施して いない	(%)	無回 答	(%)	事業所 数	(%)
医療機関、福祉サービス事業者 からの支援	299	43.3	222	39.6	15	38.5	536	41.6
ジョブコーチの派遣など職リハ 関係機関の支援	176	25.5	156	27.9	11	28.2	343	26.6
専門の指導員、相談員の配置・ 教育への助成	230	33.3	218	38.9	14	35.9	462	35.8
社会適応訓練期間の上限の延 長	285	41.2	165	29.5	6	15.4	456	35.3
通勤費・訓練手当の支給等本人 補償の充実	351	50.8	246	43.9	8	20.5	605	46.9
委託料の増額等企業負担の軽 減	214	31.0	200	35.7	6	15.4	420	32.6
傷害保険など訓練上の災害へ の補償制度	236	34.2	196	35.0	12	30.8	444	34.4
その他	17	2.5	25	4.5	3	7.7	45	3.5
無回答	23	3.3	27	4.8	9	23.1	59	4.6
合計	691	100.0	560	100.0	39	100.0	1290	100.0

第9図 社会適応訓練を実施する上で今後必要なこと(高順位別)【問15】

(複数回答、とくに重要なこと3つまで選択)



2. 社会適応訓練の今後の活用見込み

社会適応訓練協力事業所に、今後本制度の活用をどのように考えているかを聞いたものが第29表である。これによると、「今後当面は導入しない」とする事業所は10.7%と少ない。他方、「自社の雇用に結びつけたい」とする事業所も13.4%とそれほど多いとはいえず、「自社では無理でも他社での雇用」に結びつけばよいと考えている事業所が50.3%と半数を占める。また、「直接就職に結びつかなくても社会的な訓練の場となればよい」と考えている事業所も19.5%ある。

なお、現在社会適応訓練を実施している事業所と現在実施していない事業所を比較すると、前者では、この制度を「今後当面は導入しない」と回答した事業所が2.7%と大変少ないに対し、後者では20.4%と相対的に多く、本事業の活用については現在実施中の事業所の方に積極的な姿勢が伺われる。

第29表 社会適応訓練事業の今後の活用方針【問16】

	社会適応訓練事業の現在の実施状況						計	(%)
	実施している	(%)	現在は実施していない	(%)	無回答	(%)		
自社での雇用に近づきたい	117	16.9	52	9.3	4	10.3	173	13.4
直接就職に結びつかなくても社会的な訓練の場となればよい	160	23.2	84	15.0	7	17.9	251	19.5
自社で無理でも他社での雇用	365	52.8	268	47.9	16	41.0	649	50.3
今後当面は導入の予定はない	19	2.7	114	20.4	5	12.8	138	10.7
その他	7	1.0	9	1.6	0	0.0	16	1.2
無回答	23	3.3	33	5.9	7	17.9	63	4.9
合計	691	100.0	560	100.0	39	100.0	1290	100.0

3. 社会適応訓練を企業の就労に結びつける上での必要事項

社会適応訓練協力事業所がこの制度を今後企業での就労に結びつける上で必要と思うことについて見ると、最も多いのは「障害についての医療機関からの指導援助」(49.5%)である(第30表及び第10図)。次いで、「賃金助成等企業の経済的負担の軽減」(42.7%)、「家族との連携強化」(35.6%)、「職場の訓練担当者となる人材の確保」(31.6%)などが上位にきている。また、福祉機関や就労支援機関からの支援に関連する事項についても3割近い事業所から寄せられている。

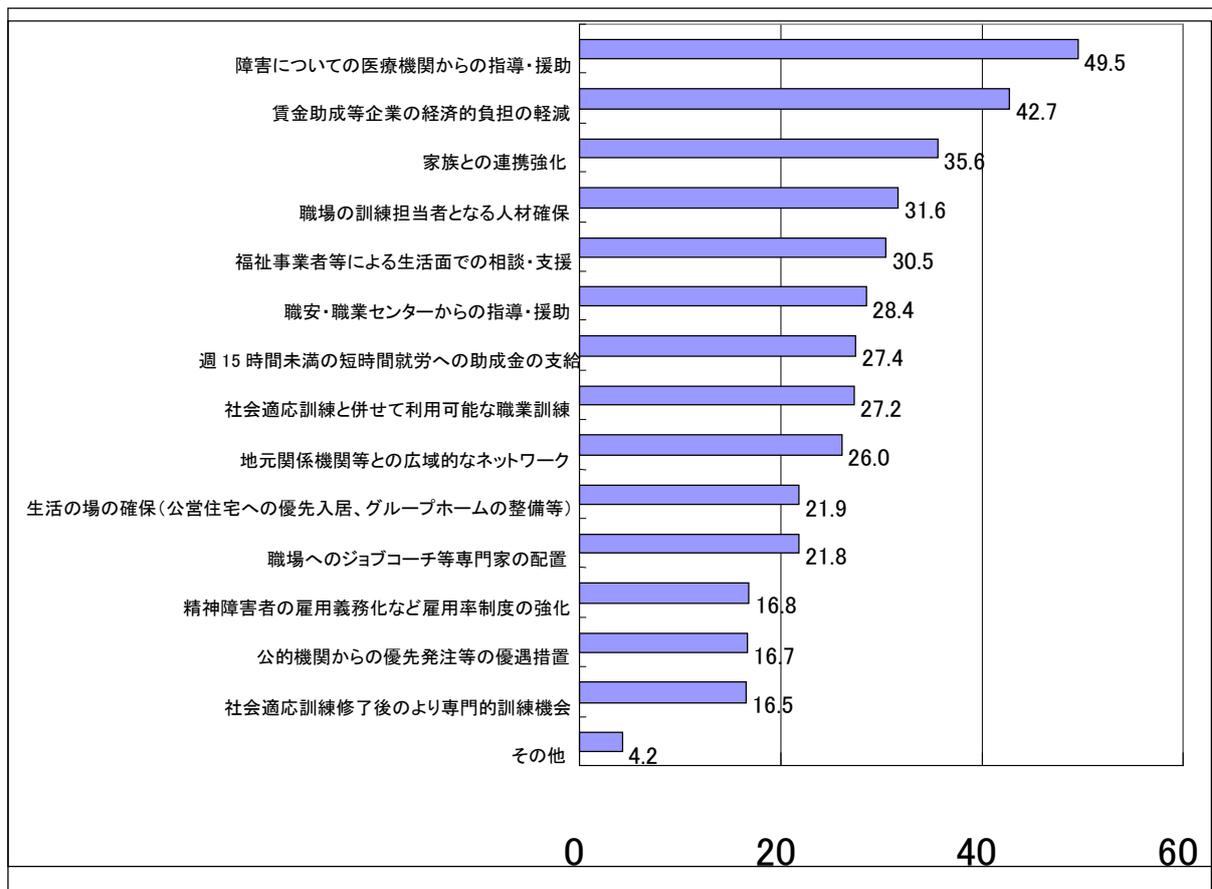
第30表 訓練生を企業での就労に結びつける上で必要と思われること【問17】

(複数回答、重要なもの5つまで)

	実施している		実施していない		無回答		計	
	事業所数	(%)	事業所数	(%)	事業所数	(%)	事業所数	(%)
障害についての医療機関からの指導・援助	355	51.4	270	48.2	14	35.9	639	49.5
職安・職業センターからの指導・援助	211	30.5	148	26.4	8	20.5	367	28.4
福祉事業者等による生活面での相談・支援	232	33.6	150	26.8	11	28.2	393	30.5
家族との連携強化	233	33.7	211	37.7	15	38.5	459	35.6
地元関係機関等との広域的なネットワーク	190	27.5	141	25.2	5	12.8	336	26.0
生活の場の確保(公営住宅への優先入居、グループホームの整備等)	166	24.0	106	18.9	10	25.6	282	21.9
職場へのジョブコーチ等専門家の配置	151	21.9	125	22.3	5	12.8	281	21.8
職場の訓練担当者となる人材確保	198	28.7	195	34.8	15	38.5	408	31.6
社会適応訓練と併せて利用可能な職業訓練	192	27.8	149	26.6	10	25.6	351	27.2
社会適応訓練修了後のより専門的訓練機会	140	20.3	68	12.1	5	12.8	213	16.5
賃金助成等企業の経済的負担の軽減	291	42.1	250	44.6	10	25.6	551	42.7
公的機関からの優先発注等の優遇措置	105	15.2	107	19.1	3	7.7	215	16.7
精神障害者の雇用義務化など雇用率制度の強化	133	19.2	81	14.5	3	7.7	217	16.8
週15時間未満の短時間就労への助成金の支給	191	27.6	158	28.2	5	12.8	354	27.4
その他	28	4.1	25	4.5	1	2.6	54	4.2
無回答	23	3.3	35	6.3	10	25.6	68	5.3
合計	691	100.0	560	100.0	39	100.0	1290	100.0

第10図 訓練生を企業での就労に結びつける上で必要と思われること(高位順)【問17】

(複数回答、5つまで選択、N=691)



精神障害者社会適応訓練事業所における就労支援等実態調査

特定非営利活動法人全国精神障害者就労支援事業所連合会
(略称：NPO全国職親会連合会)
(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部補助事業)

I. 社会適応訓練事業の実施の有無

問1 社会適応訓練事業を現在（最近1年間）実施していますか。

- 1 実施している（問2へ） 2 過去に実施したことがあるが、現在は実施していない
(ここで「2」と回答した方は、下記の付問1-1と付問1-2に回答した後、問15へ飛びます。)

付問1-1（問1で「2」と回答した方）現在実施していない理由は何ですか。（主なもの3つまで○）

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 1 病院・保健所等からの依頼がない | 6 他の従業員等の理解が得られなくなったり |
| 2 受け入れに適切な対象者がいない | 7 経営状態の変化や悪化 |
| 3 保健所等からの支援がない | 8 就職に結びつかず効果がない |
| 4 経済的負担が大きい | 9 その他（ _____ ） |
| 5 指導担当者の負担が大きい | |

付問1-2（問1で「2」と回答した方）今後再開する可能性（予定）はありますか。

- 1 当面は全く考えていない
2 病院・保健所等からの依頼などで適切な対象者があれば受け入れる
3 条件が整えばある（具体的には： _____ ）

→ 付問1-1, 1-2に回答された方は、問15へ

II. 現在実施してる 社会適応訓練事業の訓練生受け入れ状況

問2 過去5年間（平成14年度から現在）にこの訓練を受けた訓練生は何人いますか。
(訓練期間の長さ別に、実人員で記入してください。)

訓練期間別人数	訓練人数	うち所定期間修了	うち所定期間未修了
① 6ヶ月まで（1期間のみ訓練）	人	人	人
② 6ヶ月超 1年まで（2期間）	人	人	人
③ 1年超 2年まで（3～4期間）	人	人	人
④ 2年を超える（5～6期間）	人	人	人
⑤ 現在、訓練実施中	人	—	—
合計	人	人	人
⑥ ⑤のうち手帳保持者	人	（うち3級 人）	

【現在実施中の訓練生⑤の過当たりの作業時間別内訳】（最近1ヶ月間の過当たり平均）

概ね30時間以上	概ね20時間以上 30時間未満	概ね15時間以上 20時間未満	概ね14時間未満
人	人	人	人

【現在実施中の訓練生⑤の訓練開始直前の状況別の内訳】

入院	在宅	企業等で雇用	社会復帰施設・作業所 等に通所・入所	その他・不明
人	人	人	人	人

問3 過去5年間に訓練を修了した直後の訓練生の状況についてうかがいます。

- | | |
|---|---|
| 1 当事業所で雇用 <input style="width: 40px;" type="text"/> 人 | 5 医療機関に入院 <input style="width: 40px;" type="text"/> 人 |
| 2 他事業所で雇用 <input style="width: 40px;" type="text"/> 人 | 6 社会復帰施設・作業所に入所 <input style="width: 40px;" type="text"/> 人 |
| 3 在宅（求職中） <input style="width: 40px;" type="text"/> 人 | 7 その他・不明 <input style="width: 40px;" type="text"/> 人 |
| 4 在宅（その他） <input style="width: 40px;" type="text"/> 人 | |

問4 訓練手当などの支給であてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 一切支給していない | 5 県・市などからの訓練手当など |
| 2 交通費相当 | (具体的に：_____) |
| 3 弁当代相当 | 6 委託料に若干の上乗せ支給 |
| 4 委託料相当 | 7 その他 (具体的に：_____) |

問5 訓練生が職場で担当している主な業務の具体的内容を記入してください。

業務内容：_____

問6 社会適応訓練事業による訓練生の受け入れで特に配慮したことは何ですか。(主なもの3つまで○)

- | | | |
|---------------|------------------|----------------|
| 1 一般従業員の理解 | 6 職場での相談体制の確保・充実 | 11 通院指導 |
| 2 訓練指導者へのフォロー | 7 訓練後の福祉施設等への復帰 | 12 訓練生の訓練効果の確認 |
| 3 配置先職種の選定 | 8 家庭との連携 | 13 訓練後の就職先の確保 |
| 4 作業工程の改善 | 9 体調・健康面 | 14 その他 |
| 5 作業の安全確保 | 10 訓練時間・内容 | (_____) |

問7 社会適応訓練の実施に当たって個々の訓練生の評価を何らかの形で実施していますか。

- | | | |
|-------------|--------------|-----------|
| 1 定期的実施している | 2 不定期に実施している | 3 実施していない |
|-------------|--------------|-----------|

問8 社会適応訓練事業の実施後に、訓練生の雇用移行のために利用した制度はありますか。

- | | |
|---------------|------|
| 1 ある (付問8-1へ) | 2 ない |
|---------------|------|

付問8-1 (問8で「1」と回答した方) どの制度を利用しましたか。(利用したものすべてに○)

- | | |
|------------|--------------------------|
| 1 職場適応訓練事業 | 4 助成金制度 |
| 2 トライアル雇用 | 5 都道府県(職業能力開発校)からの委託訓練事業 |
| 3 ジョブコーチ | 6 その他(_____) |

問9 社会適応訓練事業実施中に同時に併用した制度がありましたか

- | | |
|-------------------|------|
| 1 ある (具体的に：_____) | 2 ない |
|-------------------|------|

問10 貴事業所にとって社会適応訓練事業による訓練生の受け入れで良かったと思うことは何ですか。(主なもの2つまで○をしてください)

- 1 地域社会への貢献ができた
- 2 障害者の受け入れを通して従業員同士のコミュニケーションが深まった
- 3 精神障害者の就職に結びついた
- 4 医療・福祉・職業安定所・職業センターなどとの繋がりが深まった
- 5 精神障害者に対する理解が深まった
- 6 その他(_____)

問11 社会適応訓練は、訓練生にとってどのような効果がありましたか。(主なもの2つまで○)

- 1 本人の就職への自信や意欲が高まった
- 2 規律の遵守、あいさつなど職場生活への適応性が高まった
- 3 金銭感覚など日常生活への適応力が高まった
- 4 職場で必要な作業能力が身に付いた
- 5 就職への移行が円滑にできる可能性が高まった(就職できた)
- 6 自主的な判断力など社会的な自律性が高まった
- 7 その他(_____)

問12 現在受け入れている訓練生の修了後についてどのような方針又は見通しをお持ちですか。

- 1 全員または大部分を当社で雇用できる
- 2 大部分は当社での雇用は難しい(または考えていない) (付問12-1へ)
- 3 わからない、未定

付問 12-1 (問12で「2」と回答した方) その理由をお答えください (主なもの3つ以内に○)

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| 1 適性、能力・体力にあう仕事がない | 5 病気再発等で就労困難 |
| 2 就職意欲のある者が少ない | 6 福祉施設・授産施設等への復帰が見込まれる |
| 3 雇用に切り替える上で必要な能力・体力がまだ不足 | 7 雇用を増やす枠の余裕がない |
| 4 他社での採用が見込まれる | 8 当初から訓練のみに限定している |
| | 9 その他 (_____) |

**問 13 社会適応訓練の実施に当たって、関係機関・施設との連携はどのようになっていますか？
現在と将来のそれぞれについてあてはまる機関の番号に○をつけてください。**

関係機関・施設	現在 連携している	今後 連携したい	今後利用したいが 近くはない	どういものか よく知らない
保健所	1	1	1	1
精神保健福祉センター	2	2	2	2
医療機関	3	3	3	3
福祉事務所・市町村福祉担当部門	4	4	4	4
授産施設・小規模作業所	5	5	5	5
就労移行支援事業所・就労継続支援事業所	6	6	6	6
地域生活支援センター	7	7	7	7
公共職業安定所	8	8	8	8
地域障害者職業センター	9	9	9	9
障害者雇用支援センター	10	10	10	10
障害者就業・生活支援センター	11	11	11	11
地方自治体単独の就労支援センター	12	12	12	12
障害者団体・家族会	13	13	13	13
障害者を雇用している企業の団体	14	14	14	14
職親の会	15	15	15	15
教育関連機関	16	16	16	16
その他 (具体的に: _____)	17	17	17	17

問 14 社会適応訓練生を今後も受け入れますか。

- 1 受け入れる 2 条件がそろえば受け入れを検討する (付問14-1へ)

付問 14-1 (問14で「2」と回答した方) その条件とは何ですか。(最も重視すること3つ以内に○)

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1 病院・保健所等からの受け入れ要請 | 6 職場の一般従業員等の理解 |
| 2 障害についての医療機関からの支援・協力 | 7 委託費の増額等経済的負担の軽減 |
| 3 本人の生活面での相談などの関係機関の支援 | 8 訓練手当・通勤手当の支給等本人への支援 |
| 4 訓練生の就職への労働関係機関の支援・協力 | 9 企業の経営・財務状況の改善 |
| 5 職場での指導者・キーパーソンの確保・育成 | 10 その他 (_____) |

Ⅲ. これからの社会適応訓練事業のあり方 (すべての事業所が回答してください)

問 15 社会適応訓練事業を実施する上で今後必要と思われることは何ですか。特に重要と思われること3つに○をつけてください。

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1 医療機関、福祉サービス事業者からの支援 | 5 通勤費・訓練手当の支給等本人補償の充実 |
| 2 ジョブコーチの派遣など職リハ関係機関の支援 | 6 委託料の増額等企業負担の軽減 |
| 3 専門の指導員、相談員の配置・教育への助成 | 7 傷害保険など訓練上の災害への補償制度 |
| 4 社会適応訓練期間の上限の延長 | 8 その他 (_____) |

問 16 事業所として今後社会適応訓練事業をどのように活用していきたいと思いませんか。特に重要と思われること1つに○をつけてください。

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| 1 自社での雇用につなげたい | 3 直接就職に結びつかなくても社会的な訓練の場となればよい |
| 2 自社で無理でも他社での雇用 | 4 今後当面は導入の予定はない |

につながればよい

5 その他 ()

問 17 社会適応訓練生を今後企業での就労に結びつける上で必要と思われることは何ですか。特に重要と思われることを5つまで選択して○をつけてください。

- | | |
|------------------------------------|----------------------------|
| 1 障害についての医療機関からの指導・援助 | 8 職場の訓練担当者となる人材確保 |
| 2 職安・職業センターからの指導・援助 | 9 社会適応訓練と併せて利用可能な職業訓練 |
| 3 福祉事業者等による生活面での相談・支援 | 10 社会適応訓練修了後のより専門的訓練機会 |
| 4 家族との連携強化 | 11 貸金助成等企業の経済的負担の軽減 |
| 5 地元関係機関等との広域的なネットワーク | 12 公的機関からの優先発注等の優遇措置 |
| 6 生活の場の確保 (公営住宅への優先入居、グループホームの整備等) | 13 精神障害者の雇用義務化など雇用率制度の強化 |
| 7 職場へのジョブコーチ等専門家の配置 | 14 週 15 時間未満の短時間就労への助成金の支給 |
| | 15 その他 () |

問 18 障害者自立支援法が施行されていますが、地域における自立支援協議会又は雇用合同支援会議のメンバーになっていますか？

- 1 なっている (自立支援協議会/障害者雇用合同支援会議)
- 2 なっていない
- 3 そのような会議が地域に存在することを知らない

V. 事業所の概要 (すべての事業所が回答してください)

問 19 貴事業所の事業 (該当するもの全てに○をし、最も主なもの (売上げ等) 1つに◎をしてください)

- | | | |
|------------|----------|-------------------|
| 1 機械・加工・組立 | 6 製本・製函 | 11 老人ホーム・病院・保育など |
| 2 飲食店・喫茶 | 7 運輸・倉庫 | 12 クリーニング・リネンサプライ |
| 3 食品 | 8 農業 | 13 その他 |
| 4 卸・小売業 | 9 清掃 | (具体的に: _____) |
| 5 印刷 | 10 リサイクル | |

問 20 現在の従業員の人数とその内訳についてお答えください。

【従業員の合計】 正社員 人 それ以外 人

【うち障害者数】

正社員 人 (うち身体 人、知的 人、精神 人、その他 人)
それ以外 人 (うち身体 人、知的 人、精神 人、その他 人)

【精神障害者のうち、過去に社会適応訓練事業を受けたことのある従業員の人数】

正社員 自社で受けた 人 他社で受けた 人
それ以外 自社で受けた 人 他社で受けた 人

VI. 情報提供の希望など (すべての事業所が回答してください)

問 21 今後、この調査結果を小冊子にまとめる予定ですが、調査結果の送付をご希望されますか。

- 1 希望する
- 2 希望しない

問 22 最後にこの調査にお答え下さった方のお立場とご連絡先などをご記入下さい。

貴事業所名・	(代表者名: _____)
貴事業所の住所	〒 _____ 都道府県 _____ 市町 _____ 村 _____
ご担当者所属 **	(電話) _____ (_____) (メールアドレス)
ご担当者の氏名	(役職)

これですべて終了です。ご協力有り難うございました。



第2部

都道府県・政令指定市における 社会適応訓練事業の実施状況調査結果 (行政調査)

I 平成 17 および 18 年度における各都道府県・政令指定都市 精神障害者社会適応訓練事業の実施実態について

1. はじめに

精神保健福祉法上法定化されている精神障害者社会適応訓練事業(以下、社適)はもと昭和 57 年国の補助事業として始まった「通院患者リハビリテーション事業」である。それは、事業所に精神障害者の仕事その他の訓練を委託し、社会復帰を援助する事業である。医療・保健領域の社会復帰事業として 20 余年の歴史を有するが、近年になり労働行政による障害者職業リハビリテーション施策の充実の中で独自性を失ってきているように見える。特に、平成 15 年の一般財源化は、このすぐれて職場で訓練をするという実践的な精神障害者の社会復帰事業である社適の将来を憂いさせるものである。本調査は、このような状況下にある社適の全国の現状を把握するために、全国の都道府県及び政令市(以下、両者を一括して、県と呼ぶ)を対象に行われたものである。

2. 研究目的

各県における平成 18 年度における、社適の実態を調査する。

3. 研究方法

1) 調査対象と調査時期

平成 18 年 12 月から平成 19 年 1 月にかけて、都道府県 47、政令市 14 の精神保健主管課を対象として実施された。

2) 調査内容

調査内容は、以下の項目であった。

- ① 事業の実績額(平成 17 年度)・予算額(18 年度)
- ② 登録事業所数(平成 17 年度と 18 年度)
- ③ 利用のある協力事業所数(平成 17 年度と 18 年度)
- ④ 利用対象者数(平成 17 年度と 18 年度)
- ⑤ 新規利用者数(平成 17 年度と 18 年度)
- ⑥ 利用修了者数(平成 17 年度と 18 年度)
- ⑦ 事業所への委託料(平成 17 年度と 18 年度)
- ⑧ 利用者への訓練手当(平成 17 年度と 18 年度)
- ⑨ 年間延べ訓練日数(平成 17 年度と 18 年度)
- ⑩ 事業の開始時期(平成 17 年度と 18 年度)
- ⑪ 訓練期間(平成 17 年度と 18 年度)
- ⑫ 傷害保険の有無(平成 17 年度と 18 年度)
- ⑬ 就職者数(平成 17 年度と 18 年度)

4. 調査結果

これらの結果を、県別に表2に一覧で示した。本報告は要旨であるので、ここでは、①事業実績額、③利用のある協力事業所、④利用対象者数、⑨年間延べ訓練日数および⑬就職者数の主要な各項目にしぼって、コメントを加えることにした(第1表参照)。ただし、平成18年度については、予算ベースで質問したのであるが、回答内容を検討すると、予算額と年度中途実績値が混在している可能性があり、ここでは参考として扱うことにしたい。また、館他注1)が平成14、16年度について、同様の調査をしているので、必要に応じて比較することにする(参考表参照)。

1) 事業の実績額

平成17年度の各県の実績額平均は13,315千円であった。県別に見ると、最大は43,203千円、最低は1,333千円であった。また、平成14、16年度の実績値と比較すると、それらの平均値はそれぞれ18,303千円、14,447千円であり、実績値の平均値は減少傾向を示し、全国的に社適事業は縮小してきていることがわかる。

2) 利用のある協力事業所

平成17年度の利用のある協力事業所数の平均は26.9所で、最大は70カ所、最低は1ヶ所である。平均値を平成14、16年度と比較すると、各年度がそれぞれ35.8、33.0であり、事業実績額同様利用事業所の縮小化傾向が見られる。

3) 利用対象者数

平成17年度の利用対象者数の各県平均値は55.4人、最大が237人、最小が1人であった。平成14、16各年度の平均値と比較すると、それぞれ81.0、68.6人であり、減少化傾向が見られる。

4) 年間延べ訓練日数

平成17年度における年間延べ訓練日数の県別平均値は5,233.4日で、最大が17,930日であり、最低は36日である。また、年間延べ訓練日数を利用対象者数で除した利用者1人当りの訓練日数は91.3日であった。また、延べ訓練日数の県別平均値を平成14、16各年度と比較すると、それぞれ8,269.1、6,225.9日であり、延べ訓練日数にも減少化傾向が見られる。

5) 就職者数

就職者は全国で、404人である。利用修了者数は1,273人であるので、修了者における就職者の比率は31.7%とかなり高い比率を示している。

5. 考察

今回の調査で明らかになった社適の各県における実態を他年度と比較した結果は、社適が第一義的に、全国的に見て減少或いは縮小傾向を示しているということである。館他注 1)では、県名が不明であるので、各県別の経年的動向を示すことは出来ないが、全国的に見れば、これらの縮小傾向は予算削減に対応したものであると考えられる。このことは、その内容が同事業実績額を実質的に決定する変数である、訓練利用者や訓練日数の抑制等の現実的対応であることから明らかである。

今後、各地域で本事業がどのような展開を示すかは、各自治体の社適事業の位置付けに拠るところが大であるが、社適事業は実際の仕事をしながらの具体的な、実用的な社会的訓練を受けられる、職場で働く力を試したり、見極めたりでき、保健師等医療保健分野のサポートが得られる、訓練生にとっては実質上の収入源になる等、多くのメリットが存在する精神障害の特性に合った、しかも我が国では精神障害者に特化した唯一のリハビリテーション制度である。その反面、事業所にとって支援の負担が大きい、引き続き雇用する余裕が無い、委託料が少ないなどの事業主の悩み、手当てが無い、交通費が出ない、就職できるかどうかわからない(先の見通しが立たない)などの利用者の不満が現在の社適には付きまとう。

何れにしても、事業所や利用者への支援体制等各自治体が更に制度的な改良を図った上で、自立支援法や労働行政における位置付けを行い、施策上の整合性を図ることが必要となろう。

注

注1) 館暁夫、箱田琢磨、森田恵美、竹島正「全国都道府県・指令指定都市における精神障害者社会適応訓練事業の現状と今後の動向－平成15年度の一般財源化による影響の検討を中心に」、「精神病院・社会復帰施設等の実態把握及び情報提供に関する研究協力報告書(主任研究者:竹島正)」1-17 頁、国立精神・神経センター、平成 18 年。

都道府県・政令市 精神障害者社会適応訓練事業の実施状況調査

精神障害者社会適応訓練事業の実施状況について、以下の①～⑬の各項目に記入してください。

⑧は、支給している場合のみ、お答えください。

項目	年度	平成17年度 (実績値)	平成18年度 (予算ベース)
① 当事業の予算額		千円	千円
② 登録事業所数		事業所	事業所
③ 利用のある協力事業所数		事業所	事業所
④ 利用対象者数		人	人
⑤ 新規利用者数		人	人
⑥ 利用修了者数		人	人
⑦ 事業所への委託料 (一人一日当)		円	円
⑧ 利用者への訓練手当 (一人一日当)		円	円
⑨ 年間延べ訓練日数		日	日
⑩ 各年度の事業の開始時期		月	月
⑪ 訓練期間		ヶ月	ヶ月
⑫ 傷害保険の有無		有 ・ 無	有 ・ 無
⑬ 就職者数		人	人

記入者	都道府県・政令市名	
	主管課名	
	記入者名	
	連絡先(TEL)	

第1表 行政調査結果の概要

	平成17年度(実績)				平成18年度(予算・年度途中実績)			
	総数(総額)	平均	最高	最低	総数(総額)	平均	最高	最低
①事業の予算額(千円)	812,195	13,315	43,203	1,333	859,743	14,538	44,372	1,124
②登録事業所数	7408	123.5	439	11	6133	115.7	453	12
③利用のある協力事業所数	1641	26.9	70	1	1354	24.2	59	5
④利用対象者数	3382	55.4	237	1	2627	47.8	126	5
⑤新規利用者数	1326	22.1	76	1	899	18.3	58	2
⑥利用修了者数	1273	20.9	68	0	629	13.7	37	0
(⑥/④修了者比率、%)	37.6				23.9			
⑦年間延べ訓練日数	308772	5,233	17,930	36	267306	5,241	16,189	300
(⑦/④1人平均訓練日数)	91.3				101.8			
⑧就職者数	404	7.1	25	0	179	4.7	19	0
(⑧/⑥就職率、%)	31.7				28.5			

* 平成18年度の就職者数は年度途中のため未記入の自治体がある。

(参考)平成17年度調査との比較

年度(平成)	14年度	16年度	17年度	18年度
(集計団体数)	42	42	61	61
事業予算(千円)	18,303	14,447	13,315	14,538
登録事業所数	132.3	134.3	123.5	115.7
利用協力事業所数	35.8	33.0	26.9	24.2
利用対象者数(人)	81.0	68.6	55.4	47.8
新規利用者数(人)	26.9	22.0	22.1	18.3
利用修了者数(人)	26.0	23.1	20.9	13.7
年間延べ訓練日数(日)	8269.1	6225.9	5233.4	5241.3

(注)1) 14年度、16年度は、竹島正他「精神病院・社会復帰施設等の実態把握及び情報提供に関する研究」(17年度)による。

2) 事業予算の14年度～17年度は実績、18年度は予算ベース。ただし、利用者数等は、年度途中の実績が含まれているため、年度末の実績は、今後増える可能性がある。

3) 平成18年度は山形県が未実施であるので実際の実施地方自治体は60である。

第2表 都道府県・政令市における精神障害者社会適応訓練事業実施状況(一覧表) ①

都道府県・市番号	①予算額(千円)		②登録事業所数		③利用有り協力事業所数		④利用対象者数(人)		⑤新規利用者数(人)		⑥利用修了者数(人)	
	H17年度	H18年度	H17年度	H18年度	H17年度	H18年度	H17年度	H18年度	H17年度	H18年度	H17年度	H18年度
01	21,060	25,631	403	129	37	25	54	54	34	34	36	36
02	13,228	9,764	142	143	39	38	61	60	31	16	15	24
03	17,696	21,637	151	163	37	26	71	56	25	16	30	*
04	23,788	21,453	171	*	41	*	67	*	32	*	14	*
05	20,353	18,923	115	65	44	27	57	37	16	10	48	32
06	6,478	*	154	*	13	*	237	*	7	*	20	*
07	9,660	12,200	107	110	25	24	39	38	23	13	18	15
08	12,389	10,925	157	164	30	36	34	48	15	25	4	4
09	16,248	13,025	122	125	26	22	64	89	36	*	41	*
10	8,833	9,677	229	230	17	15	28	24	6	6	2	3
11	23,283	22,880	179	183	61	59	97	87	43	33	38	30
12	5,598	6,000	76	76	14	12	23	9	5	7	14	5
13	38,820	44,372	439	453	48	51	126	126	37	40	37	37
14	1,333	1,571	*	*	18	10	25	18	23	9	12	8
15	5,202	4,162	136	138	14	12	19	23	10	6	5	3
16	11,576	13,176	44	36	20	20	38	34	8	10	12	10
17	18,046	18,498	84	86	60	43	136	115	39	24	51	35
18	8,076	4,668	33	32	10	9	17	22	7	15	14	6
19	7,999	23,109	120	125	18	17	33	33	7	16	10	2
20	7,505	7,071	59	60	5	9	24	*	18	*	4	*
21	9,851	16,000	69	83	15	14	38	44	10	31	18	2
22	29,879	34,846	145	162	39	56	144	124	58	48	28	17
23	20,525	17,716	213	221	26	29	46	58	24	34	26	*
24	11,806	14,806	103	113	31	32	50	46	35	30	21	20
25	3,502	5,701	60	*	15	*	26	*	10	*	11	*
26	11,955	補正議論中	79	80	31	23	50	44	24	24	20	*
27	21,208	20,502	62	72	51	43	90	73	68	25	37	13
28	43,203	43,413	251	254	70	57	121	120	58	43	37	31
29	1,568	1,124	14	16	6	6	6	6	1	2	2	1
30	12,494	10,277	33	42	25	34	52	68	52	51	33	31
31	8,128	14,264	87	87	12	12	28	延べ67	13	*	10	*
32	16,777	13,200	273	275	45	40	53	44	12	15	18	8
33	7,519	18,860	133	140	32	30	50	52	31	18	21	32
34	14,650	10,488	126	123	21	12	26	23	9	7	18	10
35	18,802	16,767	51	57	23	22	46	58	12	35	43	13
36	4,491	3,276	120	123	13	13	28	18	22	9	6	3
37	6,500	5,200	55	55	14	20	21	25	5	5	4	5
38	8,628	9,942	90	92	21	16	43	36	14	10	20	8
39	6,764	6,048	130	*	13	16	28	19	11	*	11	*
40	40,909	40,525	178	159	62	50	163	123	76	*	27	*
41	11,498	8,311	135	136	30	31	58	43	15	15	15	8
42	16,108	24,000	277	*	51	*	81	*	31	*	32	*
43	15,234	16,446	288	*	38	*	119	83	55	*	64	*
44	4,858	7,200	132	135	18	14	23	21	7	6	11	5
45	11,259	14,844	78	78	19	19	38	30	16	10	4	6
46	14,547	18,964	167	170	28	20	39	31	10	9	7	12
47	36,572	35,275	246	257	66	57	128	103	50	58	68	*
48	4,148	4,932	42	43	9	7	13	9	7	3	6	2
49	16,680	18,274	38	44	24	21	87	76	*	*	40	34
50	1,756	4,326	98	98	7	5	13	8	8	2	7	2
51	2,212	1,811	21	21	1	5	1	5	1	5	0	0
52	3,088	3,088	17	21	8	8	12	20	4	10	2	4
53	16,206	15,936	63	63	33	28	93	90	44	37	48	33
54	4,109	4,584	11	12	5	6	6	8	1	2	0	4
55	9,767	9,498	251	254	13	13	28	29	8	11	6	3
56	16,569	21,348	117	115	43	35	84	61	26	17	40	23
57	22,703	32,553	93	94	58	49	102	89	30	33	45	30
58	9,840	9,360	42	42	16	30	32	18	9	*	14	*
59	5,935	4,026	51	52	14	9	24	17	14	5	10	9
60	7,236	5,011	22	*	7	8	8	12	5	4	4	0
61	5,540	6,259	26	26	11	9	34	20	18	5	14	10

*1~47は都道府県、48~61は政令指定市

(注)・事業所への委託料:無記入は0円として処理。年間延べ日数:無記入(-)は欠測値として処理。

・*印は不明、未調査(特に18年度)を示す。

・都道府県・市番号「35」の年間訓練日数欄(* *)は延べ時間数平成17年46687時間、18年37530時間。

・就職者数:無記入(-)は0として処理。都道府県・市番号「26」の協力事業所数には一部「56」分を含む。

・平成18年度のデータには、予算ベース(実績カウントせず、または予算上の予定)、年度途中までの実績が混在。

・委託料は、基本額のみ。訓練時間数により増加又は減額するケースもある。

第2表 都道府県・政令市における精神障害者社会適応訓練事業実施状況(一覧表) ②

都道府県・市番号	⑦事業所への委託料(円)		⑧利用者への訓練手当(円)		⑨年間延べ訓練日数(日)		⑩各年度の事業開始時期(月)		⑪訓練期間(ヶ月)	
	H17年度	H18年度	H17年度	H18年度	H17年度	H18年度	H17年度	H18年度	H17年度	H18年度
01	2,000	1,000	1000	1000	6,832	11,760	4	4	18	18
02	2,000	1,800	0	0	6,614	5,424	4	4	6	6
03	2,000	2,000	0	0	9,001	5,161	4	4	6	6
04	2,000	2,000	0	0	7,677	10,223	4	4	12~36	12~36
05	2,000	2,000	0	0	6,925	4,141	4	4	4	3.7
06	2,000	*	0	*	2,822	*	4	*	12~36	*
07	2,000	2,000	0	0	4,772	3,265	4	4	6	6
08	2,000	2,000	0	0	3,572	*	4	4	6~36	6~36
09	2,000	2,000	0	0	6,316	6,408	4	4	6	6
10	2,000	2,000	0	0	*	*	4	4	6	6
11	2,000	2,000	0	0	10,262	*	4	4	6~24	6~24
12	1,500	1,500	0	0	2,509	4,000	4,7,10,1	4,7,10,1	6~24	6~24
13	2,200	2,200	1100	1100	10,447	12,100	4	4	6	6
14	1,000	1,000	1000	1000	601	300	4	4	3	3
15	2,000	2,000	300	300	1,755	1,760	4	4	6	6
16	2000(3時間以下1000円)		0	0	5,788	6,588	4	4	6~36	6~36
17	1日1000円+1時間125円		0	0	11,239	8,079	4	4	36	36
18	2,000	2,000	0	0	4,038	2,334	4,10	4,10	6	6
19	2,000	2,000	0	0	3,992	2,967	4	4	12	12
20	2,000	2,000	月額5000円(住居無7000円)	月額5000円(住居無7000円)	1,959	1,648	4	4	12	12
21	2,000	2,000	0	0	4,830	7,850	4,10	4,10	6~36	6~36
22	2,000	2,000	0	0	15,666	10,589	4,6,8,12,2	4,6,8,12,2	36	36
23	2,000	2,000	500	500	6,282	*	4,10	4,10	6	6
24	2,000	2,000	0	0	6,058	7,300	4	4	6~36	6~36
25	2,000	2,000	0	0	1,482	2,530	4	4	6~36	6~36
26	2,000	2,000	0	0	4,697	*	4	4	6~36	6~36
27	2,000	2,000	0	0	6,284	4,849	4	4	6~24	6~24
28	2,000	2,000	0	0	11,669	10,624	4	4	6	6
29	2,000	2,000	2000	2000	784	562	4,9	4,9	6~36	6~36
30	2,000	2,000	0	0	4,954	*	4,7,10,1	4,7,10,1	12	12
31	2,000	2,000	0	0	4,886	6,681	4	4	6	6
32	1,800	1,800	0	0	6,299	6,720	4	4	6~36	6~36
33	半日1000+1時間250円	0	0	0	3,771	*	4	4	6~18	6~18
34	2,500	2,000	0	0	2,770	5,244	4,7,10,1	4,7,10,1	12	12
35	1時間250	1時間250	0	0	**	**	4	4	6~36	6~36
36	2,000	2,000	0	0	1,944	1,582	4	4	6	6
37	2,000	2,000	事業所から時給500~700	事業所から時給500~700	2,668	2,550	4	4	36	36
38	1日1000+1時間125円	0	0	0	5,429	5,292	4	4	6~36	6~36
39	2,000	2,000	0	0	3,382	3,024	4	4	12	12
40	在宅2000,入院1100円	在宅2000,入院1100円	在宅900円以上	在宅900円以上	17,930	16,189	4	4	6	6
41	2,000	1,500	0	0	5,560	3,469	4	4	6~36	6~36
42	2,000	2,000	1200	1200	644	*	4	4	24	24
43	2,000	2,000	0	0	6,944	7,550	4	4	6	6
44	2,000	2,000	0	0	2,429	3,600	4	4	36	36
45	2,000	2,000	0	0	5,307	7,200	4	4	12	12
46	2,000	2,000	500	0	5,417	4,539	4	4	6~36	6~36
47	2,000	2,000	500	500	13,458	13,860	4,10	4,10	6	6
48	2,000	2,000	1000	1000	1,372	1,632	4	4	6~18	6~18
49	2,000	2,000	0	0	8,168	8,930	4	4	36	36
50	2,000	2,000	0	0	878	2,160	4	4	6	6
51	2,000	2,000	0	0	36	720	1	4	3	12
52	2,000	2,000	0	0	1,405	1,400	4	4	12	12
53	1,000	1,000	1000	1000	6,542	7,380	4	4	6	6
54	2,000	2,000	0	0	1,224	1,632	4	4	36	36
55	2,000	2,000	500	500	4,069	3,602	4,7,10,1	4,7,10,1	6	6
56	2,000	2,000	0	0	7,996	4,769	4	4	6~36	6~36
57	2,000	2,000	0	0	10,410	6,672	4	4	6~36	6~36
58	2,000	2,000	0	0	2,282	4,680	4	4	6~36	6~36
59	2,500	2,000	0	0	2,285	1,985	随時	随時	6~12	6~12
60	2,000	2,000	0	0	901	2,280	4	4	36	36
61	2,000	2,000	(左記の内900円)		2,539	1,502	4	4	6	6

*1~47は都道府県、48~61は政令指定市

(注)・事業所への委託料:無記入は0円として処理。年間延べ日数:無記入(-)は欠測値として処理。

・*印は不明、未調査(特に18年度)を示す。

都道府県・市番号「35」の年間訓練日数欄(* *)は延べ時間数平成17年46687時間、18年37530時間。

・就職者数:無記入(-)は0として処理。都道府県・市番号「26」の協力事業所数には一部「56」分を含む。

・平成18年度のデータには、予算ベース(実績カウントせず、または予算上の予定)、年度途中までの実績が混在。

・委託料は、基本額のみ。訓練時間数により増加又は減額するケースもある。

第2表 都道府県・政令市における精神障害者社会適応訓練事業実施状況(一覧表) ③

都道府県・市番号	⑪訓練期間(ヶ月)		⑫傷害保険の有無		⑬就職者数(人)	
	H17年度	H18年度	H17年度	H18年度	H17年度	H18年度
01	18	18	有	有	16	16
02	6	6	無	無	3	7
03	6	6	無	無	7*	
04	12~36	12~36	有	有	10*	
05	4	3.7	有	有	10	5
06	12~36	*	無	*	10*	
07	6	6	有	有	5	5
08	6~36	6~36	有	有	2	4
09	6	6	無	無	8*	
10	6	6	有	有	*	*
11	6~24	6~24	有	有	14	12
12	6~24	6~24	有	有	3	2
13	6	6	有	有	19	19
14	3	3	有	有	7	2
15	6	6	有	有	0	0
16	6~36	6~36	有	有	7	6
17	36	36	有	有	22	9
18	6	6	無	無	5	5
19	12	12	無	無	6	1
20	12	12	無	無	2*	
21	6~36	6~36	無	無	6	1
22	36	36	有	有	25	16
23	6	6	無	無	11*	
24	6~36	6~36	無	無	*	*
25	6~36	6~36	有	有	6*	
26	6~36	6~36	有	有	13*	
27	6~24	6~24	有	有	14	3
28	6	6	有	有	14	7
29	6~36	6~36	有	有	2	1
30	12	12	有	有	7*	
31	6	6	有	有	2*	
32	6~36	6~36	有	有	5*	
33	6~18	6~18	有	有	11	7
34	12	12	有	有	10	3
35	6~36	6~36	有	有	4	0
36	6	6	無	無	3	0
37	36	36	無	無	2	2
38	6~36	6~36	無	無	4	2
39	12	12	有	有	2*	
40	6	6	有	有	5*	
41	6~36	6~36	有	有	9	4
42	24	24	有	有	10*	
43	6	6	有	有	20*	
44	36	36	有	有	2	1
45	12	12	有	有	0	0
46	6~36	6~36	有	有	4	3
47	6	6	有	有	3*	
48	6~18	6~18	有	有	1	0
49	36	36	有	有	*	*
50	6	6	有	有	1	0
51	3	12	有	有	0	0
52	12	12	有	有	11	16
53	6	6	有	有	11*	
54	36	36	有	有	0	4
55	6	6	有	有	*	*
56	6~36	6~36	有	有	10	6
57	6~36	6~36	有	有	12	6
58	6~36	6~36	有	有	1*	
59	6~12	6~12	有	有	4	3
60	36	36	有	有	1*	
61	6	6	有	有	2	1

*1~47は都道府県、48~61は政令指定市

(注)・事業所への委託料:無記入は0円として処理。年間延べ日数:無記入(-)は欠測値として処理。

・*印は不明、未調査(特に18年度)を示す。

都道府県・市番号「35」の年間訓練日数欄(**)は延べ時間数平成17年46687時間、18年37530時間。

・就職者数:無記入(-)は0として処理。都道府県・市番号「26」の協力事業所数には一部「56」分を含む。

・平成18年度のデータには、予算ベース(実績カウントせず、または予算上の予定)、年度途中までの実績が混在。

・委託料は、基本額のみ。訓練時間数により増加又は減額するケースもある。